

令和4年12月28日  
千葉県信用保証協会

**新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN）4号の  
指定期間の延長について**

このたび、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN）4号の指定期間の延長が告示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定期間の変更

（変更後）令和2年2月18日から 令和5年3月31日まで

2. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

3. ホームページ掲載場所について

- ・ 中小企業庁ホームページ

([https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/221216\\_4gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/221216_4gou.html))

以 上

お問い合わせ先  
企画部 経営企画課  
担当：三上・内山  
TEL043-221-8185